



古橋 清二

先日、商号を抹消されている会社の登記事項証明書を見ました。商号が抹消されたままで、その他に新しい商号は登記されていないのです。どうしてこのようなことが起きるのでしょうか。

商号が抹消されるケースはいくつか考えられますが、典型的なのは、不正競争防止法にもとづく商号使用差止請求訴訟の判決によって抹消されるケースだと思えます。

たとえば、周知又は著名な会社で、商標権を取得していない会社があったとします。ところが、ある第三者が、その周知又は著名な会社の名称の恩恵を被りたいと考えて同一又は類似の商号を使用した会社を設立した場合、周知又は著名な会社は、不正競争防止法2条1項1号（周知標章等冒用行為）又は2条1項2号（著名標章等冒用行為）に該当する行為として商号使用差止請求訴訟等を提起することが可能な場合があります。

商号抹消請求が認められると、商号は判決にもとづいて抹消されてしまい、商号なき会社が出現することになります。

平成28年10月1日以降に、株式会社・有限会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請をする場合、登記すべき事項につき株主全員の同意または株主総会の決議を要するときは、「株主リスト」を添付することが必要となります。そこで、よくある質問をまとめてみました。

## どのような場合に「株主リスト」を添付する必要がありますか

平成28年10月1日以降に株式会社・有限会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請をする場合で、登記すべき事項につき株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合または株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合は、なお、登記事項につき株主総会決議を省略する場合（会社法319条1項）にも、株主リストの添付が必要です。

## 平成28年10月1日より前に株主総会決議の効力が発生している場合にも、「株主リスト」の添付が必要ですか

- (2) 住所
- (3) 株式数
- (4) 議決権数
- (5) 議決権数割合

## 株主リストに記載する株主は、いつの時点の株主ですか

当該株主総会または株主の同意について議決権を行使できる株主です。したがって、基準日を定めた場合には、基準日現在の株主を記載することになります。

## 株主リストに上位10名の株主を記載する場合、10位に同数の議決権を有する株主が複数いるときは、その全員を記載する必要がありますか

平成28年10月1日より前に株主総会決議の効力が発生している場合であっても、その登記を平成28年10月1日以降に申請する場合には「株主リスト」の添付が必要です。

## 有限会社について、登記すべき事項につき株主総会決議を要する場合にも「株主リスト」の添付が必要ですか

有限会社については「株主リスト」を添付書面とすることを直接定めた法律の規定はありませんが、有限会社は、会社法の規定による株式会社として存続しているため（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2条）、有限会社も登記すべき事項につき株

主総会決議を要する場合には「株主リスト」の添付が必要です。

## 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合は、株主リストにはどのような事項を記載すべきですか

- ①議決権数上位10名の株主（自己株式等の議決権を行使することができない株式を除き、株主総会に欠席し又は議決権を行使しなかった株主を含む）、または、②議決権割合の多い株主から加算して3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主について、次の事項を記載し、代表者が証明することが必要です。
  - (1) 株主の氏名又は名称

簿の名義書換はしていません。そのような場合、株主リストに記載する株主は、相続人を記載すべきでしょうか

株主リストに記載すべき株主の情報については、対象となる株主総会において、議決権を行使できるものとして会社が認識していた株主について、会社が把握している氏名又は名称及び住所を記載すれば足りるものと考えられます。

この場合にも、同数の議決権を有する株主全員を記載する必要があります。会社が保管している株主名簿に記載された株主は既に死亡していますが、株主名簿の名義書換はしていません。そのような場合、株主リストに記載する株主は、相続人を記載すべきでしょうか

その他のご質問や、株主リストのひな型はホームページに掲載しておりますので是非ともご利用ください。



## 事業承継・事業引継

### 後継者不在は深刻な問題です

帝国データバンク発表の『2016年社長分析』において、後継者不在問題がますます深刻になっていることが明らかとなりました。調査結果は、国内企業の3分の2にあたる66.1%が後継者不在で、前回調査から0.7pt上昇しています。また、社長が60歳以上（高齢社長）の企業では半数の50.0%が、「80歳以上」では34.7%が後継者不在で、後継者不在率は「60歳代」「70歳代」「80歳以上」全ての世代で前回調査を上回っています。

高齢社長の後継者不在率を地域別にみると、「北海道」「関東」「中部」が「60歳代」「70歳代」「80歳以上」全ての世代で前回調査を上回っています。

一方、後継者のいる企業における後継者の属性は、「子供」が構成比38.6%で最多となる一方、「非同

族」が前回調査から1.7pt増（前々回調査からは5.8pt増）の同32.4%に上昇しています。このように、後継者がいる企業においても、世襲ではない承継が増加しています。

### 事業引継ぎ支援センターと連携しています

事業引継ぎ支援センターとは、全国42カ所（平成27年12月末現在）に開設された、事業承継にまつわる相談を中心に受け付けている機関です。実際の相談対応にあたるのは中小企業のM&A仲介業務の実務経験を十分に積んだ専門家であり、真に公正中立な立場で豊富な経験に基づいたアドバイスを行っています。

当事務所は、事業引継ぎ支援センターと連携し、司法書士・行政書士として培ったノウハウを最大限に活用して、事業承継、事業引継、M&Aなどについての課題の整理や悩みを安心してご相談いただいています。

「後継者バンク」を活用しましょう  
後継者不在問題を解消するための一番の方法は、後継者を見つけることです。事業引継ぎ支援センターには「後継者バンク」が設置されており、起業希望者が登録されています。もちろん、後継者の選定は慎重にする必要がありますが、事業引継ぎ支援センターとともに、当事務所がサポートしていきます。

### 事業継承・事業引継には時間がかかります

事業承継・事業引継は1～5年という時間がかかります。なぜなら、事業承継・事業引継は、経営権の承継のみならず、自社株の承継、事業用財産の承継、経営理念の承継など、多くの課題を丁寧に解決していかなければならないからです。

### 早めにご相談ください

後継者不在問題は、今後、大きな社会問題になると思われます。1日でも早く解決に動き出しましょう。

## 法テラスの資力基準

当事務所は法テラスの契約事務所です。相談の結果、法テラスの民事法律扶助の利用をご希望される場合には、当事務所を通じて法テラスに援助の申込みをすることができます

法テラスで行っている民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務です。扶助事業の対象者は、国民及び我が国に住所を有し適法に在留する外国人です。法人・組合等の団体は対象者に含まれません。ところで、法テラスを利用できる『経済的に余裕がない方』とは、どのような方なのでしょうか。

原則的には、下記のような方々が対象となります。

- a 生活保護を受けている方
- b 年金のみで生活している方（ただし、年金額が下記dを超える場合を除く）
- c 無職で無収入の方
- d 収入がある場合は、法テラス利用申込者とその配偶者の手取収入（賞与を含む）の合計が次の基準内であること

単身者……182,000円以下（東京や大阪などの大都市部では200,000円以下）  
 2人家族……251,000円以下（東京や大阪などの大都市部では276,000円以下）  
 3人家族……272,000円以下（東京や大阪などの大都市部では299,000円以下）  
 4人家族……299,000円以下（東京や大阪などの大都市部では328,000円以下）  
 以下1人増につき30,000円を加算

注）生活保護法に定める一級地では括弧内の額で運用されています。

配偶者が事件の相手方の場合には合算しません。

配偶者以外の同居者の収入がある場合は、家計に貢献している範囲で合算されることがあります。

家賃・住宅ローンの出費のある場合には、上記の基準額に次の金額を限度に加算することができます。

単身者……41,000円以下  
 2人家族……53,000円以下  
 3人家族……66,000円以下  
 4人家族……71,000円以下

なお、医療費、教育費、職業上やむを得ない出費がある場合には、資力の算定のうえで考慮することができます。